

第2回「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会 議事概要

＜日 時＞ 令和6年8月6日（火） 14:00～16:00

＜場 所＞ JA三重健保会館3階 大研修室

＜出席委員（50音順、敬称略）＞

- ・ 弁護士／三重弁護士会 犯罪被害者支援センター 委員長 伊藤 正朗
- ・ 声を聴きつなぐ会 代表 大原 康彦
- ・ お茶の水女子大学 名誉教授 戒能 民江（※）
- ・ 国立大学法人 千葉大学 理事・副学長 後藤 弘子（※）
- ・ 一般社団法人 三重県病院協会 理事／独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療センター 病院長 下村 誠
- ・ 公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター 事務局次長 塚本 真美子（※）
- ・ 一般社団法人 三重県公認心理師会 会長／公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター 副理事長 仲 律子
- ・ 公益社団法人 三重県医師会 顧問／白子ウィメンズホスピタル 院長 二井 栄
- ・ 弁護士／NPO法人 子ども支援センターつなぐ 代表理事 飛田 桂
- ・ 声を聴きつなぐ会 副代表 平野 利枝
- ・ 茨城県立医療大学 助教／看護師・SANE-J（日本版性暴力看護師）・保健師・公認心理師 山本 潤（※）

※WEB出席

＜議事概要＞

○事務局説明

以下の事項について、事項書及び資料1、2及び参考資料に基づいて説明。

- ・ 第1章 総則について
 1. 条例の目的
 2. 性暴力の定義
 3. 条例で規定する各主体の責務又は役割
- ・ 第3章 基本的施策について

○委員からの主な意見

【条例の目的】

（山本委員）

- ・ 目的は条例のゴールとして示すべきもの。目的の中には、被害者中心の考え、二次被害の防止、エビデンスドベースドアプローチ、様々な施策に対する継続的な改善を含み、国際的な基準との整合性や将来起こり得る可能性がある問題についても射程に入れて考えるとよいと思う。

(後藤委員)

- ・総則は大事。福岡県はかなり包括的で、茨城県は被害者を中心としたピンポイントなものとなっている。三重県はどのように考えるのか。

(事務局)

- ・委員からの意見を踏まえ、これから検討する。

(後藤委員)

- ・三重県の既存の被害者支援条例や再犯防止の基本計画との差異化を意識した方が良い。
- ・この条例によって実現したい獲得目標を明確にするべき。
- ・条例に盛り込みたいものを先に考え、それら全部を包括する総論はどのようなものかを後で考えるやり方もあると思う。

(大原委員)

- ・被害者や性暴力の根絶に取り組もうとしている人が、この条例を読んだときにどのように思うかを考えて目的を作してほしい。条例を読んだ人が、背中を押してもらえたり、声を上げようと思えるものがよいと思う。
- ・三重県を変えていきたいという気持ちが伝わるもの、そして三重県の人たちが性暴力の問題を他人事ではなく県民全員で変えていかなければいけないと思ってもらえるものであってほしい。

(伊藤委員)

- ・この条例を作ることになった理由を、前文として書くという案がある。

(戒能委員)

- ・声を上げられないということが深刻な問題。性暴力被害は、声を隠されてしまうことが続いてきたという歴史がある。DV防止法のように、前文で、国際的な動向も踏まえながら、目的を明確に示すという方法もある。

(戒能委員)

- ・基本理念の中に、当事者主体の条例であることをきちんと書くべき。
- ・被害の回復への支援について、その意味を明示して、目的の中に取り入れていくことも考えられるのではないか。

(伊藤委員)

- ・茨城県は「影響からの回復の支援」、福岡県は「被害者を支援する」という表現を使っている。「回復の支援」の方が、医療や福祉等、様々な回復につながる支援の必要性を読み取ることができ、より手厚い印象を受ける。

(飛田委員)

- ・子どもの性被害で特に問題になるグルーミングは、長い時間をかけて手名付けられた結果、被害者自らが被害に遭いに行ってしまうものだが、子どもはそうするのが当たり前だと思っている。その視点は入れてほしい。
- ・子どもを一丸となって守るような条例になってもらいたい。

(大原委員)

- ・根絶というからには、起こった時点の問題だけではなく、前提として、将来の被害の防止についても考えるべき。
- ・性暴力は人権問題であり、性の侵害は基本的人権の侵害だと思う。当事者は加害者被害者だけでなく、周囲の人間も含まれることを県民に理解してもらう必要がある。

(伊藤委員)

- ・性暴力が発生する背景や社会的な構造等を理解することで、性暴力が起きない社会を実現するという、性暴力が起こる前提の部分についても目的や前文で書くべき。

【性暴力の定義について】

(飛田委員)

- ・予防を考えると定義は広くなる傾向があると思う。一方で根絶を考えると、定義が広すぎると難しい。予防と根絶で定義を分けるという考えもある。

(伊藤委員)

- ・いじめ防止対策推進法は、学校が介入すべきだという発想のもと「いじめ」の定義を広げたがために、日常生活の「いじめ」と解離が起きている。学校がしっかり入るという意味では正しい取組ではあるが、一般感覚とのずれが生じている。

(伊藤委員)

- ・グルーミングを性暴力と定義するとすれば、どのように定義するのか。

(飛田委員)

- ・厳密にいうとグルーミングは手段であり、性暴力にあたるというより、グルーミングを利用して何か性的なことをすることがポイントになる。一方で、グルーミングにより被害が起きることをわかっていないと、誰も動けないので、理解を深めることは重要。グルーミングを利用した被害があるという視点は重要なものなので、条例のどこかには載せていきたい。

(後藤委員)

- ・何のために性暴力を定義するのか。刑法が犯罪となる行為を定義して、何が犯罪にあたるのかについて文言を精査しなければならないのは、刑罰が科されるから。この条例が、刑罰を科すものなのか否かによって、定義する意味が異なる。
- ・定義を考えるには、まずこの条例が何か義務付けるものがあるのか、比較的理念にするのかを考えるべき。
- ・刑罰を科さないとすれば、こういうことをしてはいけないということを広く県民に分かってもらい、誰もが自分事として考え、周囲が性暴力を見過ごさないということが一番大事なのではないか。

(戒能委員)

- ・日本は刑法上の性犯罪の定義はあるが、性暴力についての定義は今まできちんと議論をされてこなかったところがある。明確に定義をすることは、現代的な要請だと思う。
- ・定義する場合は、茨城県のような「それに準ずる」というような少し幅広い考え方を

とるとよいと思う。また、定義は例示をしないとわかりにくいもの。新しいものも含めて例示していくことが大事だし、萎縮効果は極めて限定的に使うべき。

(平野委員)

- ・三重県民の反応や受け止め方を聞くと、性暴力に対する理解が進んでいない印象がある。性暴力について、はっきりと細かく列挙して明記することが、今は必要だと思う。
- ・県民みんなの認識をばらつき無く統一してほしい。そうでなければ、被害者が声を上げることができない。

【責務・役割について】

(戒能委員)

- ・公的な責任において、三重県が性暴力防止に努めることを明記しておくべき。

(飛田委員)

- ・県民の責務として、アメリカでは通報通告義務があり、場合によっては罰則付きとなっている。一方、日本では罰則はなく、被害が発生しても周囲が通報も通告もしないので、後になって被害が明るみに出た時には証拠が散逸していることがよくある。
- ・被害をみつけたら通報通告するとか、その人を支えることが大事だと思う。

(伊藤委員)

- ・高齢者・障害者虐待防止法のように、通報により行政の調査が入って、改善していくという形をとるなら、県に調査部隊や支援部隊等の形をしっかりと作る必要になると思う。ただ、今の制度を進めていく上では、本人が被害をオープンにしてほしくないという意思があった場合に通報されてしまった際のフォローについても考える必要がある。
- ・通報義務については、被害者の意思を尊重しながら支援する等の規定の仕方が良いと思う。

(山本委員)

- ・大人の場合、被害者自身の判断や状況があるので、被害者を支えながら判断していくことが重要。
- ・ただし、匿名の通報制度は充実した方がいいし、被害を発見した場合の対処方法についての研修も必要だと思う。

(山本委員)

- ・社会の意識変革をして、性暴力を容認しないという広報啓発や研修は県が行う必要がある。
- ・ジェンダーギャップが性暴力に繋がるという背景もあるので、それも踏まえた県の施策を考えるべき。
- ・県が音頭をとって、関係機関・団体との多職種多機関連携を進めることが大切。多機関が絡む支援では利害が対立することもあるので、支援をマネジメントするため多人材や予算確保も必要だし、民間支援団体への支援も必要。
- ・性暴力が発生しない生活環境を整えることも必要。

(後藤委員)

- ・教育的な責務が記載されていないことが気になる。

(山本委員)

- ・責務の中に、教育機関と警察が入っていないのはなぜか。

(伊藤委員)

- ・学校教育は非常に重要なので、教育委員会は県に含めず、分けて記載すべき。

(二井委員)

- ・三重県の現状では、ワンストップ支援センター「よりこ」と医療機関の連携がうまくいっていない。「よりこ」、産婦人科医会等、複合的に連携しないと、被害者の支援は十分にできないのではないか。

(下村委員)

- ・医療機関の責務として、具体的にどんな課題があるのか、現場で何が問題になっているかを指摘してもらい、病院協会としてできるだけの支援をやっていきたいと考えている。条例の中でも、そうしたところを明確にしてもらったらよいと思う。

(後藤委員)

- ・ワンストップ支援センターとの連携については、記載すべき。

(後藤委員)

- ・基本計画を作るのか否かが気になる。条例でいくら責務を書いても、結局フォローアップしないと意味がない。

(事務局)

- ・今は検討段階。今後庁内でも議論し、方向性を考えていきたい。

【基本的施策について】

(塚本委員)

- ・未然防止の観点で、性教育を未就学児から最低でも小学校6年生までの間に、各学年に応じて必ず学習するプログラムを作るべき。
- ・警察官による二次被害も発生しているので、警察の中で性被害に携わる警察官への二次被害の防止や聴取についての研修を組み入れたほうがよい。

(大原委員)

- ・被害に関する聞き取りは、専門家によるチームアップ体制を整えるべき。その中には医療ケアも必要だと考えている。

(飛田委員)

- ・繰り返し子どもに対して被害について聞くこと、専門家ではない人が聞くこと、それを記録に残さないといった問題を防止するために、最低限度回数で専門家が聴取し、記録に残すための司法面接がある。
- ・子どもの性被害に対してはチームアプローチは絶対に必要で、ここには医療も含まれ

る。福岡県も茨城県も、子どもの性被害に対するアプローチが抜けているので、この視点は持ってほしい。

(後藤委員)

- ・児童生徒性暴力防止法により、県教育委員会、市教育委員会、学校、各教育機関が一定のマニュアルを作っているはず。被害者への聞き取りや司法面接についても、三重県の教育委員会等でルール作りをしていけばよいのでは。
- ・被害発見後のチームアプローチは重要だと思う。どうせ踏み込むなら、三重県警察において性犯罪特別班があって、さらに子ども班があるというような形もよいと思う。

(後藤委員)

- ・基本施的施策が4つの柱にまとめられているが、そもそもこの柱の形をとる必要があるのか。
- ・今の法律の中で条例を作るのであれば、今の法律でできていることとできていないことを確認した方がいい。
- ・性暴力を細かく定義しているにもかかわらず、施策が一般的になっている。行為態様ごとに行う施策は違うと思う。定義ごとに、責務ごとに、何をすべきかという条例の作りかたをするべき。

(山本委員)

- ・福岡県が実施している性暴力対策アドバイザー事業のようなものが、将来的には求められていくと思う。
- ・性教育を進めていく上では、今の青少年たちがどのような状況にあるのかをとらえた上での教育が必要。
- ・三重県の実態について知る必要があるので、支援に携わる者への調査や、県民対象の調査等を行い、実態を知った上で理念、定義、責務等を組み立てたほうがいい。

(戒能委員)

- ・ワンストップ支援センターの支援員・相談員の専門性や身分保障、待遇の確保が必要で、その保障について条例の中できちんと位置付けられるべき。
- ・若年女性や外国人女性に対しての支援についても考える必要がある。

【加害者の再犯防止について】

(山本委員)

- ・性犯罪は再犯率も他の犯罪と比べて高いことから、加害者の再犯防止は必ず含めるべき。また、再犯防止の対象は、大人だけでなく子どもも含めるべき。

(後藤委員)

- ・加害者の支援が、被害者支援やジェンダーアプローチに立っていないようなものであれば、加害者の支援プログラム先として認定するのはどうかと思う。三重県で、定評のある加害者プログラムがないのであれば、再犯防止をいれないほうがいい。
- ・加害者の再犯防止は大事だと思うが、再犯防止のためのプログラムの実施や開発を県

の義務として入れるということを前提とする必要がある。

(伊藤委員)

- ・現時点、三重県の医療機関で、加害者の再犯防止プログラムを実施できる機関や医師はいるのか。

(二井委員)

- ・確認する。

(伊藤委員)

- ・加害者の再犯防止プログラムについては、県が構築する、若しくは県外のプログラムを受講させるための費用を県が捻出するというものになると思う。
- ・実施場所が県外になると加害者が通わなくなる恐れがあるので、県内で実施することを考えるべき。

【その他】

(大原委員)

- ・懇話会委員の他にも、三重県の中で性暴力の根絶のために動いている専門家がいる。その方たちの意見を吸い上げてほしい。

(事務局)

- ・対応する。